

警察官等に対する被服の支給等に関する訓令

平成 26 年 3 月 7 日
福井県警察本部訓令第 3 号

改正

平成 28 年 3 月 9 日本部訓令第 6 号

警察官等に対する被服の支給等に関する訓令を次のように定める。

警察官等に対する被服の支給等に関する訓令

警察官等に対する被服の支給等に関する訓令（平成 17 年福井県警察本部訓令第 36 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察官等に対する被服の支給等に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 39 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非制服勤務者 制服の着用を要しない特別の勤務に服する者をいう。
- (2) 給貸与品 支給品及び貸与品をいう。ただし、拳銃を除く。
- (3) 再交付 条例第 7 条本文に規定する支給品の支給又は貸与品の貸与をいう。

（支給品の使用期間の計算及び保有限度数）

第 3 条 条例第 2 条第 1 項に定める支給品の使用期間の計算及び保有限度数は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる期間は、当該支給品の使用期間から除くものとする。

- (1) 非制服勤務者に指定された期間
- (2) 休職その他の事由により 3 月以上勤務しなかった期間

2 前項の使用期間の計算においては、使用期間が満了した場合でも、使用可能であれば使用期間の満了していない支給品とみなし、保有限度数の範囲内において保有することができる。

（非制服勤務者の指定）

第 4 条 所属長は、非制服勤務者を指定することができる。

2 所属長は、前項の規定により非制服勤務者を指定したときは、その都度、非制服勤務者指定報告書（別記様式第 1 号）により本部長に報告するものとする。

（給貸与品の特例）

第 5 条 条例第 5 条に定める特殊の被服又は装備品は、別に定める。

（給貸与品の返納）

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定により給貸与品を返納する場合及び次の各号に掲げる場合は、所属長に返納するものとする。

- (1) 辞職するとき。ただし、出向者を除く。
- (2) 条例第4条第1項及び第3項の員数並びに別表に定める保有限度数を超えたとき。
- (3) 使用に耐えなくなったとき。

2 所属長は、警察官等が死亡した場合には、遺族等から給貸与品を返納させなければならない。

3 所属長は、前2項の規定により給貸与品の返納を受けたときは、次の各号に掲げる場合に依りて、それぞれ当該各号に定めるところにより、取り扱わなければならない。

- (1) 失職、退職、辞職及び死亡の場合は、給貸与品返納書（別記様式第2号）に、給貸与品を添えて本部長に返納するものとする。
- (2) 休職、その他所属長が要求した場合は、所属において保管するとともに、保管報告書（別記様式第3号）により本部長に報告するものとする。
- (3) 第1項第2号及び第3号の場合は、必要な措置を講じて処理するものとする。

4 本部長は、前項第1号の規定により給貸与品の返納を受けたときは、前項第3号の規定を準用する。

（給貸与品の取扱責任）

第7条 給貸与品の再交付が必要な者は、そのてん末を所属長に報告し、報告を受けた所属長は、給貸与品再交付申請書（別記様式第4号）により、本部長に給貸与品の再交付を申請するものとする。

2 条例第7条ただし書に定める弁償額は、当該給貸与品の調達に要した金額を基準として、その都度、本部長が決定する。

（支給期日）

第8条 支給品は、各着用期間を考慮して支給する。

（給貸与品の管理）

第9条 給貸与品の管理は、給貸与品管理システムにより行うものとする。

附 則

この訓令は、平成26年3月7日から施行する。

附 則（平成28年3月9日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式省略

別表（第3条関係）

品目		使用期間の計算				保有限度数
		員数	使用期間	実着期間	使用期間満了年数	
冬帽子		1個	16月	1年のうち 4月	4年	2個
合帽子		1個	16月	〃 4月	4年	2個
夏帽子		1個	16月	〃 4月	4年	2個
冬活動帽子		1個	16月	〃 4月	4年	2個
合活動帽子		1個	16月	〃 4月	4年	2個
夏活動帽子		1個	16月	〃 4月	4年	2個
冬服	上衣	1着	12月	〃 4月	3年	2着
	ズボン	1着	12月	〃 4月	3年	2着
	スカート(女性)	1着	12月	〃 4月	3年	2着
	ベスト(女性)	1着	12月	〃 4月	3年	1着
合服	上衣	1着	12月	〃 4月	3年	2着
	ズボン	1着	12月	〃 4月	3年	2着
	スカート(女性)	1着	12月	〃 4月	3年	2着
	ベスト(女性)	1着	12月	〃 4月	3年	1着
夏服	上衣(半袖)	1着	4月	〃 4月	1年	5着
	上衣(長袖)	1着	4月	〃 4月	1年	5着
	ズボン	1着	4月	〃 4月	1年	3着
	スカート(女性)	1着	4月	〃 4月	1年	2着
	ベスト(女性)	1着	4月	〃 4月	1年	1着
冬活動服		1着	12月	〃 4月	3年	2着
合活動服		1着	12月	〃 4月	3年	2着
防寒服	上衣(I種)	1着	30月	〃 6月	5年	2着
	上衣(II種)	1着	30月	〃 6月	5年	2着
	ズボン	1着	30月	〃 6月	5年	2着
雨衣	上衣	1着	36月	〃 12月	3年	2着
	ズボン	1着	36月	〃 12月	3年	2着
冬ワイシャツ		1着	4月	〃 4月	1年	5着
合ワイシャツ		1着	4月	〃 4月	1年	5着
冬ネクタイ		1個	4月	〃 4月	1年	2個
合ネクタイ		1個	4月	〃 4月	1年	2個
ベルト		1個	36月	〃 12月	3年	2個
手袋		2組	12月	〃 12月	1年	使用可能なもの全て
靴下		2足	4月	〃 12月	4/12年	使用可能なもの全て
長靴		1足	12月	〃 12月	1年	2足
長靴(防寒仕様)		1足	12月	〃 12月	1年	2足
短靴		1足	12月	〃 12月	1年	使用可能なもの全て